

長野地方法務局飯山支局及び同大町支局における公証事務取扱いの廃止に反対する会長声明

- 1 今般、法務大臣が、令和7年3月1日をもって長野地方法務局飯山支局及び同大町支局における公証事務取扱いを廃止する方針であることが明らかとなった。
- 2 しかしながら、公証制度は、私的法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的とした制度であり、遺言や離婚等に係る公正証書の作成、確定日付の付与など多岐にわたる公証事務は、地域市民が等しく利用できなければならない。公証人法第8条が、地方法務局支局等の管轄区域内に公証人がいない場合等に、法務大臣が当該支局等に勤務する法務事務官に公証人の職務を行わせることができる旨定めるのもその趣旨である。
- 3 前記2支局における公証事務取扱いの廃止は、市民生活において重要な役割を有する公証事務について地域住民のアクセスを阻害するものであり、当会が目指す地域司法の充実に逆行するものであって、到底受け入れることができない。

廃止方針の理由として、当局からの説明によれば、前記2支局から最寄りの各公証役場までの自動車での所要時間が1時間弱であることが挙げられたが、管内住民の居住地は前記2支局から遠く離れた山間地にも広範囲に分布していることや、冬季の積雪、公共交通機関の衰退、高齢ドライバーの運転免許自主返納を推奨する政府方針等を度外視した形式論理にすぎない。

- 4 廃止方針の理由として前記2支局での公証事務利用件数も挙げられたが、そもそも、前記2支局が公証事務を取り扱っていることの住民向け周知活動はなされていないとのことであり、それでは利用件数が伸びないのは当然であって、自らの責任を棚上げした安直な判断と言わざるを得ない。

当会が、令和2年7月1日の福井地方法務局小浜支局等4支局での公証事務取扱い廃止を受けて発出した、同月14日付け「公証人がいない地域の地方法務局支局における公証事務取扱い廃止に反対し、公証事務の取扱いの拡大と周知を求める会長声明」において、法務局支局のホームページの記載にも言及しながら住民への周知を求めた経過を考慮すれば尚更、看過しがたい。

5 よって、当会は、前記2支局における公証事務取扱いの廃止に強く反対し、その存続を強く求め、あわせて、今後は必ず、前記2支局での公証事務取扱いを地域住民に十分周知することを求める。

加えて、前記令和2年会長声明のとおり、長野地方法務局木曾支局においても、保護命令の申立てに必要な宣誓認証以外の公証事務も取り扱うことを改めて求める。

令和7年1月14日

長野県弁護士会

会長 山崎 勝巳